

堀江高齢者福祉センター廃止後の新たな事業展開について

新たな施設活用に向けた準備を進めている堀江高齢者福祉センター廃止後の新たな事業展開について、区と運営事業者との協議が整い、平成26年4月以降の事業内容が定まったので、その概要を報告する。

1 新たな施設運営の形態

区は、社会福祉法人 奉優会に堀江高齢者福祉センター廃止後の施設を貸付け、保健福祉や介護予防の基盤充実を図る施設として運営させるとともに、高齢者会館機能を確保する。運営事業者は施設全体を一体的に管理運営し、施設名称を「堀江敬老館」とする。

2 施設の活用内容

(1) 運営事業者が実施する自主事業

運営事業者は専門性、経営資源を活かし地域のニーズを踏まえた自立支援型通所介護事業を展開する。

- ①日常生活リハビリ（転倒予防体操、歩行訓練等）
- ②生活支援基盤活動（買い物支援、食事調理）
- ③生きがいづくり活動（日帰り生きがい旅行）

(2) 高齢者会館機能

高齢者の自主的な活動の場とするスペース、憩いの場を確保するほか、健康維持・増進に資する事業等を区の委託により行なう。

- ①高齢者の自主的な活動の場とするスペース
2階訓練室等（約59㎡） 2階和室（約25㎡）
- ②高齢者の憩いの場とするスペース
2階事務室（約25㎡） 2階ホール（約20㎡）
- ③健康維持・増進事業
元気塾（レクリエーションやゲームを含む軽体操）、座位での体操等